

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和7年4月10日(2025.4.10)

【公開番号】特開2025-39717(P2025-39717A)

【公開日】令和7年3月21日(2025.3.21)

【年通号数】公開公報(特許)2025-051

【出願番号】特願2025-2611(P2025-2611)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/56(2006.01)

B 6 0 N 2/68(2006.01)

A 4 7 C 7/74(2006.01)

A 4 7 C 7/02(2006.01)

B 6 0 H 1/34(2006.01)

10

【F I】

B 6 0 N 2/56

B 6 0 N 2/68

A 4 7 C 7/74 C

A 4 7 C 7/02 A

B 6 0 H 1/34 6 5 1 A

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月2日(2025.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

シートクッションのフレームを構成するクッションフレームであって、左右方向において対向した状態で離間して配置された一对の対向フレームと、前記一对の対向フレームの前部同士を連結する第1連結フレームと、前記第1連結フレームに対し離間して配置され、前記一对の対向フレームを連結する第2連結フレームとを有するクッションフレームと、

前記一对の対向フレームの間に配置され、着座者からの荷重を受ける板状の支持部材とを備え、

前記支持部材は、前記第1連結フレームと前記第2連結フレームに架設された複数の架設線材と、上から見て前記架設線材と交差するように配置された補強線材と、前記複数の架設線材および前記補強線材と一体に形成された板状の樹脂部材とを有し、

40

前記樹脂部材は、センサが配置されるセンサ配置部であって、隣り合う2つの前記架設線材の間に位置するセンサ配置部を有し、

前記補強線材は、左右の端に、前後に延びる端部を有し、

前記樹脂部材は、前記架設線材を覆う第1被覆部と、前記補強線材の前記端部を覆う第2被覆部と、前記第1被覆部と前記第2被覆部をつなぐ接続部とを有し、

前記補強線材の前記端部は、左右方向から見て、前記架設線材に対して非平行であることを特徴とする乗物用シート。

【請求項2】

前記複数の架設線材は、左右に離間して配置された左右の第1架設線材と、前記左右の第1架設線材の間に配置された第2架設線材とを含み、

50

前記センサ配置部は、前記第1架設線材よりも前記第2架設線材の近くに位置し、かつ、前記第1架設線材よりも前記補強線材の近くに位置することを特徴とする請求項1に記載の乗物用シート。

【請求項3】

前記架設線材と前記補強線材は、交差する部分が互いに接触しないように間隔をあけた状態で配置され、

前記樹脂部材は、前記架設線材と前記補強線材を覆い、前記架設線材と前記補強線材の間に介在していることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の乗物用シート。

【請求項4】

前記補強線材は、左右に延びる中央部と、前記中央部の左右の端から後ろに延びる左右の第1中間部と、前記第1中間部の後端から左右外側に延びる左右の第2中間部と、前記第2中間部の左右外側の端から延びる左右の前記端部とを有することを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の乗物用シート。

10

【請求項5】

前記補強線材の左右の前記端部は、前記複数の架設線材に対して左右方向外側に位置していることを特徴とする請求項4に記載の乗物用シート。

【請求項6】

前記センサ配置部は、左右の位置が、前記中央部と重なることを特徴とする請求項4または請求項5に記載の乗物用シート。

【請求項7】

前記支持部材には、上下に貫通した第1貫通孔が設けられ、前記センサから延びるハーネスは、前記第1貫通孔を通して前記支持部材の下側に引き出されていることを特徴とする請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の乗物用シート。

20

【請求項8】

前記支持部材は、送風装置に接続されたダクトが通る第2貫通孔を有し、前記センサ配置部は、前後の位置が、前記第2貫通孔と重なることを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【請求項9】

前記樹脂部材は、左右両端部の後部に、左右外側かつ斜め上方に向けて延びる支持部であって、前記架設線材の一部を覆う支持部を有し、前記支持部の、前記架設線材の一部を覆う部分は、下に向けて突出していることを特徴とする請求項1から請求項8のいずれか1項に記載の乗物用シート。

30

【請求項10】

前記シートクッションと、シートバックと、ヘッドレストと、を備え、前記シートクッションは、前記クッションフレームに、パッド材と、表皮材を被せることで構成され、前記シートバックは、前記シートバックのフレームを構成するバックフレームに、パッド材と、表皮材を被せることで構成されていることを特徴とする請求項1から請求項9のいずれか1項に記載の乗物用シート。

40